

令和5年4月1日以降の課外活動について

令和5年3月20日付で通知した「令和5年度の授業における新型コロナウイルス感染対策について」を踏まえ、今後の課外活動については、下記のとおり定めましたのでお知らせします。引き続き、適切な感染対策を講じることを条件として、制限を緩和しますので、学生のみなさんは、内容をよく理解したうえで、課外活動を行うようにしてください。

記

1. 基本的な感染対策について

活動にあたっては、引き続き、「十分な換気」「3密の回避」「手指の消毒」といった基本的な感染対策を徹底してください。

2. 体調不良時の課外活動への参加について

これまで通り、体調がすぐれないときには課外活動に参加せず、自宅で休養してください。また、課外活動で感染が確認された場合、速やかに学生支援部門に連絡をしてください。

3. 課外活動要件について

これまで運用してきた課外活動要件については、令和5年4月1日から運用を停止し、通常通りの活動へ戻します。ただし、今後、県内等で感染症の再流行等が発生した場合には、課外活動要件の運用を再開することがあります。

4. 課外活動実施上の注意

課外活動要件の運用停止にあたり、以下の内容が重要な変更点となりますので、確認してください。

①課外活動許可願について

令和5年4月1日から課外活動許可願の提出による事前申請は廃止します。学内施設を使用する活動は、YPUポータルから施設予約を行ってください。

②学外での活動について

学外で行うすべての活動（試合、大会、イベント、合宿等）については、活動の1週間前までに「学外団体活動許可願」と概要がわかる書類を提出してください。

③課外活動記録簿について

学内・学外に関わらずすべての活動について、課外活動記録簿の提出は継続します。また、学外者が参加した場合は、代表者の情報を記入してください。

④飲食を伴う活動や会合について

飲食を伴う活動や会合（懇親会、茶話会）は可能ですが、基本的な感染対策（「十分な換気」「3密の回避」「手指の消毒」）を必ず行ってください。